

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

1. (a) **2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高**が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、(b) **2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高**が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
2. **事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。**
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠 補助額 **100万円～従業員数に応じて8,000万円**
補助率 **2 / 3 (6,000万円超は 1 / 2)**

卒業枠* 補助額 **6,000万円超～1億円** 補助率 **2 / 3**

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 **100万円～従業員数に応じて8,000万円**
補助率 **1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)**

グローバルV字回復枠** 補助額 **8,000万円超～1億円** 補助率 **1 / 2**

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

緊急事態宣言特別枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4
中堅企業2/3

最低賃金枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4
中堅企業2/3

大規模賃金引上げ枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額 従業員数101人以上：8,000万円～1億円

補助率 中小企業2/3
（6,000万円超は1/2）
中堅企業1/2
（4,000万円超は1/3）

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 1月20日、第5回公募を開始しました（申請受付は2月中旬開始予定）。締切りは3月24日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaiku-saikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ

事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請×切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➡ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP